

(15)道路及び水路等の維持管理について

1. 各集落において、下記の維持管理等をよろしくお願いします。

①町道等道路の路肩の草刈り及び側溝の清掃

②用排水路の土砂等の除去及び清掃

③道路に張り出している木の枝の撤去

※集落等団体で町道の維持管理をされる場合、ボランティア制度の対象となる場合があります。積極的にご活用ください。

2. 梅雨、台風時期の豪雨に対し、道路側溝、用排水路の維持管理をして災害の防止に努めてください。

3. 町内での不法投棄、道路及び水路へのポイ捨てが後を絶ちません。不法投棄は犯罪です。決して行わないよう、各区でも周知をお願いします。

4. 下記の時には、地域整備課まで連絡をお願いします。

①道路、水路等に災害（土砂崩れ・落石など）が発生した時

②町道の補修（路面の穴埋め等）に補修材（簡易アスファルト）が必要な時

※補修材（簡易アスファルト）は地域整備課に在庫があります。

③道路の異常に気づいた時（マンホールや暗渠付近の路面が下がるなど）

④水道管破損と思われる時（晴れているのに路面が濡れている、水が噴いているなど）

【問い合わせ先】

地域整備課 環境整備室

担当：山根・渡辺

電話：68－5539 FAX：68－3866

Mail：kankyouseibi@houki-town.jp